

# G Xへの投資に関する政策

## 改革工程表2022策定以降の動き等

- G X実現に向けた基本方針（2023年2月10日閣議決定）では、気候変動問題への対応やロシアによるウクライナ侵略を受け、エネルギー安定供給を確保するとともに、経済成長を同時に実現するため、G Xに向けた脱炭素の取組や成長志向型カーボンプライシング構想等の基本的な方針を示した。
- この基本方針に基づき必要な法制上の措置を講ずるため、①GX経済移行債やカーボンプライシング等を規定した「G X推進法案」と、②地域と共生した再エネの最大限の導入促進、安全確保を大前提とした原子力の活用に向け、関連法律を改正した「G X脱炭素電源法案」を策定の上、国会に提出し御審議いただいているところ。

## 改革工程表2023策定に当たっての進め方

- 改革工程表2023は、今後具体的な事業・取組の内容を踏まえ、G Xに向けた官民の投資状況について確認し、策定していく。

以下、参考資料

# GX実現に向けた基本方針の概要

## 背景

- ✓ **カーボンニュートラルを宣言する国・地域が増加**(GDPベースで9割以上)し、**排出削減と経済成長をともに実現するGXに向けた長期的かつ大規模な投資競争が激化**。GXに向けた取組の成否が、**企業・国家の競争力に直結する時代**に突入。また、ロシアによるウクライナ侵略が発生し、我が国の**エネルギー安全保障上の課題を再認識**。
- ✓ こうした中、我が国の強みを最大限活用し、**GXを加速**させることで、**エネルギー安定供給と脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し**、**日本経済の産業競争力強化・経済成長につなげていく**。
- ✓ 第211回国会に、**GX実現に向けて必要となる関連法案を提出**する（下線部分が法案で措置する部分）。

## （１）エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXの取組

### ①徹底した省エネの推進

- 複数年の投資計画に対応できる**省エネ補助金を創設**など、中小企業の省エネ支援を強化。
- 関係省庁が連携し、**省エネ効果の高い断熱窓への改修など、住宅省エネ化への支援を強化**。
- 改正省エネ法に基づき、**主要5業種**（鉄鋼業・化学工業・セメント製造業・製紙業・自動車製造業）に対して、**政府が非化石エネルギー転換の目安**を示し、**更なる省エネを推進**。

### ②再エネの主力電源化

- 2030年度の再エネ比率36～38%に向け、全国大でのマスタープランに基づき、**今後10年間程度で過去10年の8倍以上の規模で系統整備を加速し、2030年度を目指して北海道からの海底直流送電を整備**。これらの系統投資に必要な資金の調達環境を整備。
- 洋上風力の導入拡大に向け、**「日本版セントラル方式」を確立**するとともに、**新たな公募ルールによる公募開始**。
- **地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化**。次世代太陽電池(ペロブスカイト)や浮体式洋上風力の社会実装化。

### ③原子力の活用

- 安全性の確保を大前提に、**廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えを具体化**する。その他の開発・建設は、各地域における再稼働状況や理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえて検討していく。
- **厳格な安全審査を前提に、40年+20年の運転期間制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認める**。その他、**核燃料サイクル推進、廃炉の着実かつ効率的な実現に向けた知見の共有や資金確保等の仕組みの整備や最終処分の実現に向けた国主導での国民理解の促進や自治体等への主体的な働き掛けの抜本強化**を行う。

### ④その他の重要事項

- 水素・アンモニアの生産・供給網構築に向け、**既存燃料との価格差に着目した支援制度**を導入。水素分野で世界をリードするべく、**国家戦略の策定を含む包括的な制度設計**を行う。
- 電力市場における供給力確保に向け、**容量市場を着実に運用するとともに、予備電源制度や長期脱炭素電源オークションを導入**することで、**計画的な脱炭素電源投資を後押し**する。
- サハラ1・2等の国際事業は、エネルギー安全保障上の重要性を踏まえ、現状では**権益を維持**。
- 不確実性が高まるLNG市場の動向を踏まえ、**戦略的に余剰LNGを確保する仕組み**を構築するとともに、**メタンハイドレート等の技術開発を支援**。
- この他、**カーボンリサイクル燃料**（メタネーション、SAF、合成燃料等）、**蓄電池、資源循環、次世代自動車、次世代航空機、ゼロエミッション船舶、脱炭素目的のデジタル投資、住宅・建築物、港湾等インフラ、食料・農林水産業、地域・くらし等の各分野において、GXに向けた研究開発・設備投資・需要創出等の取組を推進**する。

## （２）「成長志向型カーボンプライシング構想」等の実現・実行

- 昨年5月、岸田総理が**今後10年間に150兆円超の官民GX投資を実現**する旨を表明。その実現に向け、**国が総合的な戦略を定め、以下の柱を速やかに実現・実行**。

### ①GX経済移行債を活用した先行投資支援

- 長期にわたる支援策を講じ、民間事業者の**予見可能性を高めていくため、GX経済移行債を創設し(国際標準に準拠した新たな形で発行を目指す)**、**今後10年間に20兆円規模の先行投資支援を実施**。**民間のみでは投資判断が真に困難な案件で、産業競争力強化・経済成長と排出削減の両立に貢献する分野への投資等を対象とし、規制・制度措置と一体的に講じていく**。

### ②成長志向型カーボンプライシング(CP)によるGX投資インセンティブ

- 成長志向型CPにより**炭素排出に値付けし、GX関連製品・事業の付加価値を向上**させる。
- 直ちに導入するのではなく、**GXに取り組み期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入**（低い負担から導入し、徐々に引上げ）する方針を予め示す。  
⇒ 支援措置と併せ、**GXに先行して取り組む事業者インセンティブが付与される仕組み**を創設。

<具体例>

(i) GXリーグの段階的発展→多排出産業等の「排出量取引制度」の本格稼働【2026年度～】

(ii) 発電事業者等に、EU等と同様の「有償オークション」※を段階的に導入【2033年度～】

※ CO<sub>2</sub>排出に応じて一定の負担金を支払うもの

(iii) 化石燃料輸入事業者等に、「炭素に対する賦課金」制度の導入【2028年度～】

※なお、上記を一元的に執行する主体として「GX推進機構」を創設

### ③新たな金融手法の活用

- GX投資の加速に向け、「GX推進機構」が、GX技術の社会実装段階における**リスク補完策（債務保証等）を検討・実施**。
- **トランジション・ファイナンスに対する国際的な理解醸成**へ向けた取組の強化に加え、**気候変動情報の開示も含めた、サステナブルファイナンス推進のための環境整備**を図る。

### ④国際戦略・公正な移行・中小企業等のGX

- 「**アジア・ゼロエミッション共同体**」構想を実現し、**アジアのGXを一層後押し**する。
- **リスキリング支援等により、スキル獲得とグリーン等の成長分野への円滑な労働移動**を共に推進。
- **脱炭素先行地域の創出・全国展開に加え、財政的支援も活用し、地方公共団体は事務事業の脱炭素化を率先して実施**。新たな国民運動を全国展開し、**脱炭素製品等の需要を喚起**。
- **事業再構築補助金等を活用した支援、プッシュ型支援に向けた中小企業支援機関の人材育成、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大**等で、**中小企業を含むサプライチェーン全体の取組を促進**。

## （３）進捗評価と必要な見直し

- GX投資の進捗状況、グローバルな動向や経済への影響なども踏まえて、「GX実行会議」等において**進捗評価を定期的**に実施し、**必要な見直しを効果的**に行っていく。
- これらのうち、**法制上の措置が必要なものを第211回国会に提出する法案に明記し、確実に実行**していく。

# 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案【GX推進法】の概要

## 背景・法律の概要

- ✓ 世界規模でグリーン・トランスフォーメーション（GX）実現に向けた投資競争が加速する中で、我が国でも2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資が必要。
- ✓ 昨年12月にGX実行会議で取りまとめられた「GX実現に向けた基本方針」に基づき、（1）GX推進戦略の策定・実行、（2）GX経済移行債の発行、（3）成長志向型カーボンプライシングの導入、（4）GX推進機構の設立、（5）進捗評価と必要な見直しを法定。

## （1）GX推進戦略の策定・実行

- 政府は、GXを総合的かつ計画的に推進するための戦略（脱炭素成長型経済構造移行推進戦略）を策定。戦略はGX経済への移行状況を検討し、適切に見直し。【第6条】

## （2）GX経済移行債の発行

- 政府は、GX推進戦略の実現に向けた先行投資を支援するため、2023年度（令和5年度）から10年間で、GX経済移行債（脱炭素成長型経済構造移行債）を発行。【第7条】
- ※ 今後10年間で20兆円規模。エネルギー・原材料の脱炭素化と収益性向上等に資する革新的な技術開発・設備投資等を支援。
- GX経済移行債は、化石燃料賦課金・特定事業者負担金により償還。（2050年度（令和32年度）までに償還）。【第8条】
- ※ GX経済移行債や、化石燃料賦課金・特定事業者負担金の収入は、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定で区分して経理。必要な措置を講ずるため、本法附則で特別会計に関する法律を改正。

## （4）GX推進機構の設立

- 経済産業大臣の認可により、GX推進機構（脱炭素成長型経済構造移行推進機構）を設立。  
（GX推進機構の業務）【第54条】
  - ① 民間企業のGX投資の支援（金融支援（債務保証等））
  - ② 化石燃料賦課金・特定事業者負担金の徴収
  - ③ 排出量取引制度の運営（特定事業者排出枠の割当て・入札等）

## （3）成長志向型カーボンプライシングの導入

- 炭素排出に値付けをすることで、GX関連製品・事業の付加価値を向上。  
⇒ 先行投資支援と合わせ、GXに先行して取り組む事業者インセンティブが付与される仕組みを創設。
- ※ ①②は、直ちに導入するのではなく、GXに取り組む期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入。（低い負担から導入し、徐々に引上げ。）

### ① 炭素に対する賦課金（化石燃料賦課金）の導入

- 2028年度（令和10年度）から、経済産業大臣は、化石燃料の輸入事業者等に対して、輸入等する化石燃料に由来するCO2の量に応じて、化石燃料賦課金を徴収。【第11条】

### ② 排出量取引制度

- 2033年度（令和15年度）から、経済産業大臣は、発電事業者に対して、一部有償でCO2の排出枠（量）を割り当て、その量に応じた特定事業者負担金を徴収。【第15条・第16条】
- 具体的な有償の排出枠の割当てや単価は、入札方式（有償オークション）により、決定。【第17条】

## （5）進捗評価と必要な見直し

- GX投資等の実施状況・CO2の排出に係る国内外の経済動向等を踏まえ、施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを講ずる。
- 化石燃料賦課金や排出量取引制度に関する詳細の制度設計について排出枠取引制度の本格的な稼働のための具体的な方策を含めて検討し、この法律の施行後2年以内に、必要な法制上の措置を行う。【附則第11条】

# 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための 電気事業法等<sup>(※)</sup>の一部を改正する法律案【GX脱炭素電源法】の概要

※電気事業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）、原子力基本法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規法）、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（再処理法）

## 背景・法律の概要

- ✓ **ロシアのウクライナ侵略**に起因する**国際エネルギー市場の混乱**や国内における**電力需給ひっ迫等への対応**に加え、**グリーン・トランスフォーメーション（GX）**が求められる中、**脱炭素電源の利用促進**を図りつつ、**電気の安定供給を確保するための制度整備が必要**。
- ✓ 昨年12月GX実行会議でとりまとめられた「GX実現に向けた基本方針」に基づき、(1)**地域と共生した再エネの最大限の導入促進**、(2)**安全確保を大前提とした原子力の活用**に向け、所要の関連法を改正。

### （１）地域と共生した再エネの最大限の導入拡大支援

（電気事業法、再エネ特措法）

- ① **再エネ導入に資する系統整備のための環境整備（電気事業法・再エネ特措法）**
  - 電気の安定供給の確保の観点から特に重要な送電線の整備計画を、**経済産業大臣が認定**する制度を新設
  - 認定を受けた整備計画のうち、**再エネの利用の促進に資するもの**については、従来の運転開始後に加え、**工事に着手した段階から系統交付金（再エネ賦課金）を交付**
  - **電力広域的運営推進機関の業務**に、認定を受けた整備計画に係る送電線の整備に向けた貸付業務を追加
- ② **既存再エネの最大限の活用のための追加投資促進（再エネ特措法）**
  - 太陽光発電設備に係る早期の**追加投資（更新・増設）**を促すため、地域共生や円滑な廃棄を前提に、**追加投資部分に、既設部分と区別した新たな買取価格を適用する制度**を新設
- ③ **地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化（再エネ特措法）**
  - **関係法令等の違反事業者**に、FIT/FIPの国民負担による支援を一時留保する措置を導入
  - **違反が解消された場合は**、相当額の取り戻しを認めることで、**事業者の早期改善を促進**する一方、**違反が解消されなかった場合は**、FIT/FIPの国民負担による**支援額の返還命令**を新たに措置
  - **認定要件**として、事業内容を**周辺地域に対して事前周知**することを追加  
(事業譲渡にも適用)
  - **委託先事業者に対する監督義務**を課し、委託先を含め関係法令遵守等を徹底

※1 災害の危険性に直接影響を及ぼしうるような土地開発に関わる許認可（林地開発許可等）については、認定申請前の取得を求める等の対応も省令で措置。

### （２）安全確保を大前提とした原子力の活用/廃炉の推進

（原子力基本法、炉規法、電気事業法、再処理法）

- ① **原子力発電の利用に係る原則の明確化（原子力基本法）**
  - **安全を最優先**とすること、**原子力利用の価値を明確化**（安定供給、GXへの貢献等）
  - 国・事業者の**責務の明確化**（廃炉・最終処分等のバックエンドのプロセス加速化、自主的安全性向上・防災対策等）
- ② **高経年化した原子炉に対する規制の厳格化（炉規法）**
  - 原子力事業者に対して、①**運転開始から30年を超えて運転しようとする場合、10年以内毎に、設備の劣化に関する技術的評価**を行うこと、②その結果に基づき**長期施設管理計画を作成し、原子力規制委員会の認可**を受けることを新たに法律で義務付け
- ③ **原子力発電の運転期間に関する規律の整備（電気事業法）**
  - **運転期間は40年**とし、i) **安定供給確保**、ii) **GXへの貢献**、iii) **自主的安全性向上**や**防災対策**の不断の改善 について経済産業大臣の認可を受けた場合に限り延長を認める
  - **延長期間は20年を基礎**として、原子力事業者が**予見し難い事由**（安全規制に係る**制度・運用の変更**、**仮処分命令**等）による**停止期間（α）**を考慮した期間に限定する  
**※原子力規制委員会による安全性確認が大前提**
- ④ **円滑かつ着実な廃炉の推進（再処理法）**
  - 今後の廃炉の本格化に対応するため、**使用済燃料再処理機構（NuRO<sup>(※)</sup>）**に i) 全国の廃炉の総合的調整、ii) 研究開発や設備調達等の共同実施、iii) 廃炉に必要な資金管理 等の**業務を追加**  
(※) Nuclear Reprocessing Organization of Japan の略
  - **原子力事業者**に対して、NuROへの**廃炉拠出金の拠出を義務付ける**

※2 炉規法については、平成29年改正により追加された同法第78条第25号の2の規定について同改正において併せて手当する必要があった所要の規定の整備を行う。

※3 再処理法については、法律名を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」から「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に改める。